

助成募集要領

① 助成の趣旨(目的)	障がい者の自立及び社会参加に関する各種の活動に対し助成を行い、もって障がい者が健康的で明るい社会生活を営める環境づくりに貢献することを目的とします																												
② 助成対象	以下をいずれをも満たすもの <input type="checkbox"/> 日本国内において創業時から3年以上の継続した活動実績がある団体 <input type="checkbox"/> 非営利法人(社会福祉法人、特定非営利活動法人)、任意団体、ボランティアグループ等																												
③ 対領領域	領域Ⅰ 障がい者の自立及び社会参加に関する各種の活動 領域Ⅱ 障がい福祉サービス事業所等の設備整備及び環境改善 領域Ⅲ 障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための諸活動																												
助成内容	<table border="1" data-bbox="609 519 1795 756"> <thead> <tr> <th></th> <th>領域Ⅰ</th> <th>領域Ⅱ</th> <th>領域Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成金額(注1)</td> <td>10万円～300万円 (上限は、原則総事業費の5割まで)</td> <td>10万円～400万円 (上限は原則、総事業費の8割まで)</td> <td>10万円～200万円 (上限は、原則総事業費の8割まで)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び人件費(注2)</td> <td>福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など</td> <td>障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用(注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 選考の結果、申請額は減額になることがあります</p> <p>(注2) 領域Ⅰの対象となる費用例 会議費、機材・什器・備品購入費、交通費・通信費・印刷費、工事改修費、コンサルティング費※、人件費、講師謝礼、等 ※人件費は助成金額の50%を上限とします。 ※コンサルティング費とは、本助成事業について、NPO支援センターなどの団体や公認会計士、経営コンサルタントなどの専門家に「助言・支援」を依頼した際の対価費用</p> <p>領域Ⅰの対象とならない費用例 本助成と直接関わりのない人件費や物品費、事務所の賃借料・水道光熱費など日常の維持管理費 助成申込書に記載した費用以外の費用、自動車購入費 など</p> <p>(注3) 領域Ⅲの費用例 ・障がい者等が参加または主体的に実施する公演・展示・アートプロジェクトにかかる費用 ・障がい者等を対象とした良質な芸術等の鑑賞にかかる費用</p>		領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	助成金額(注1)	10万円～300万円 (上限は、原則総事業費の5割まで)	10万円～400万円 (上限は原則、総事業費の8割まで)	10万円～200万円 (上限は、原則総事業費の8割まで)	対象経費	障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び人件費(注2)	福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など	障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用(注3)																
		領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ																									
助成金額(注1)	10万円～300万円 (上限は、原則総事業費の5割まで)	10万円～400万円 (上限は原則、総事業費の8割まで)	10万円～200万円 (上限は、原則総事業費の8割まで)																										
対象経費	障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び人件費(注2)	福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など	障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用(注3)																										
⑤ 助成対象期間	2019年4月1日～2020年3月末 (2020年3月末までに事業を完了してください)																												
申請	⑥ 申請期間 2018年10月15日～2019年1月31日(当日消印有効)																												
	⑦ 申請方法(応募方法) 申請期間中に、所定の申請書類及び付属資料を財団あて郵送してください。																												
	⑧ 申請書類Ⅰ(事業関連) 助成金交付申請書(HPで「申込フォーム」(https://www.asunaro-zaidan.or.jp/subsidy/img/201810_application_form.docx)をダウンロードして作成してください) また、必要に応じて下記の補足説明資料を添付してください イ. 物品等購入の場合: 見積書、カタログ、パンフレット、現物品の写真(物品等の更新を希望する場合) ロ. 工事を伴う場合: 現況説明写真(改修等を必要とする場合)、工事見積書、工事図面、工事スケジュール、設備機器カタログ他																												
⑨ 申請書類Ⅱ(組織概要)	【組織概要】 イ. 定款、会則、規約等 ロ. 現在事項証明書(法人のみ、3ヶ月以内の原本) 写しでも構いませんが、法人が原本に相違ないことを必ず証明してください ハ. 役員(会員)名簿 ニ. 申込者の概要がわかる資料(パンフレット、ホームページ印刷資料等) ホ. 今期の事業計画書及び予算書 ヘ. 直近期の決算書(注) 貸借対照表、収支計算書(事業活動、資金)、損益計算書、財産目録は必須 注) 法人は「法人全体」と「申込施設単位」の両方を提出してください ト. 他の機関から得ている助成金等の明細																												
助成の決定	⑩ 要件(選考基準) 当財団の審査委員が選考基準に基づいて審査し、理事会において決定します <table border="1" data-bbox="630 2062 1795 2329"> <thead> <tr> <th>選考基準</th> <th>領域Ⅰ</th> <th>領域Ⅱ</th> <th>領域Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 障がい者の自立及び社会参加を促進する活動である</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 障がい者の心身の健康増進に寄与するものである</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 課題が明確かつ社会的要請の高いもので、課題解決に大きく貢献する活動である</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 活動目的に合ったか、具体性のある計画である</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	選考基準	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	<input type="checkbox"/> 障がい者の自立及び社会参加を促進する活動である	●			<input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである		●		<input type="checkbox"/> 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである			●	<input type="checkbox"/> 障がい者の心身の健康増進に寄与するものである	●	●	●	<input type="checkbox"/> 課題が明確かつ社会的要請の高いもので、課題解決に大きく貢献する活動である	●	●	●	<input type="checkbox"/> 活動目的に合ったか、具体性のある計画である	●	●	●
	選考基準	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ																									
<input type="checkbox"/> 障がい者の自立及び社会参加を促進する活動である	●																												
<input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである		●																											
<input type="checkbox"/> 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである			●																										
<input type="checkbox"/> 障がい者の心身の健康増進に寄与するものである	●	●	●																										
<input type="checkbox"/> 課題が明確かつ社会的要請の高いもので、課題解決に大きく貢献する活動である	●	●	●																										
<input type="checkbox"/> 活動目的に合ったか、具体性のある計画である	●	●	●																										
⑪ 助成の決定の通知	採否の結果は決定次第申込者宛て、文書にて通知します 尚、採否の理由についてのお問合せには応じかねますのでご了承下さい																												
交付・その他	⑫ 助成の交付方法 事業期間内に、振込み(交付時期については、ご相談させていただきます)																												
	⑬ 決定の取り消し 次の場合には、助成金の返還を求める場合があります ・申請内容に虚偽があると判明した場合 ・申請した活動を取りやめた場合 ・助成の対象について、重複して資金助成を受けた場合																												
	⑭ 完了報告書の作成 事業終了後、速やかに以下の完了報告書をご提出ください (完了報告書の提出期限は、事業完了後1ヶ月です) ー提出書類ー 完了報告書、収支報告書 (いずれもHPからダウンロードしてください https://www.asunaro-zaidan.or.jp/subsidy/img/201810_completion_report.docx) 助成活動の実施状況を示す写真、資料など 領収書、受領書のコピー ⑮ その他 ・反社会的勢力、及び反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受付られません ・選考結果や選考内容に関するお問合せには、応じることができません ・団体情報の公表 助成対象となつた場合、団体名、代表者氏名、所在地、活動内容、助成金額を公表させていただきます ご了承の上、申請下さい																												